

諮問番号：平成30年度諮問第26号

答申番号：平成30年度答申第25号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、原処分について縷々不服を申し立てるが、主張の要旨は次のとおりと解される。

(1) 処分庁には、毎月、金銭出納（収支）書を提出していたが、経営（養鶏場）の継続を図るためには、まとまった現金が必要になることもある。本件企業年金は、請求人が積み立てたものであり、会計上の「特別利益」に相当するから、不正なものではなく、原処分は違法又は不当である。

(2) 生活保護法（以下「法」という。）第27条第1項による文書指示を受領後、処分庁には企業年金の入金が記録された通帳を見せており、処分庁が確認済みのものを、収入申告をしていないとして請求人に責任を転嫁するのは不当である。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 請求人は本件企業年金を申告せず、処分庁の課税調査及び法第29条調査により本件企業年金の受給が判明したことは、法第61条に照らして不実の申告と認められるため、法第78条に基づく費用徴収処分を行ったことは妥当である。

(2) 平成30年3月に請求人が提出した通帳の写しによれば、本件企業年金の受領を確認できたものの、平成29年8月に請求人の通帳を見た際には、本件年金の受領は確認できなかった。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 処分庁には、毎月、金銭出納（収支）書を提出していたが、経営（養鶏場）の継続を図るためには、まとまった現金が必要になることもある。本件企業年金は、請求人が積み立てたものであり、会計上の「特別利益」に相当するから、不正なものではなく、原処分は違法又は不当であると請求人は主張していると

解される。

しかしながら、保護は、被保護者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされ、被保護者の年金等については、その実際の受給額を認定することとされていることから、請求人の主張を認めることはできない。

- 3 請求人は、法第27条第1項による文書指示を受理後、処分庁には企業年金の入金が記録された通帳を見せており、処分庁が確認済みのものを、収入申告をしていないとして請求人に責任を転嫁するのは不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、そもそも、処分庁の文書指示は、本件年金について説明を求めたにもかかわらず、これに請求人が応じていなかったことを理由に行われたものと認められるから、当該文書指示後に請求人が通帳を提示したことをもって、法第61条に基づく適正な収入申告が行われたものと判断することはできない。

なお、弁明書によれば、請求人は処分庁に対し平成29年8月にも通帳の提示を行ったとされており、当該提示により請求人が収入申告をしたという可能性もあるが、そもそも収入申告は通帳の提示だけでは足りず、請求人が法第61条の義務を完全に履行したとまではいえない。また、請求人は平成29年9月及び同年12月に本件年金の振込先金融機関・口座番号の回答を拒否しているのだから、請求人から適正に収入申告があったと判断することはできない。

- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月24日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる」と規定する。

その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させるというところにある。

また、法第78条に基づく費用徴収に係る事務は、地方自治法における法定受

託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広いとされている。そして、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合には、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば発見できる程度のものであっても法第78条を適用し、その徴収額は不正受給額を全額決定すべきものとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、請求人に対し複数回にわたり本件年金に係る届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず、請求人はこれに故意に応じず、法第29条による処分庁の調査を経た上、法第27条第1項による文書指示を受けてやむなく収入申告書等を提出したことが認められる。これらの事実によれば、請求人は、法第61条による収入の届出義務を完全に履行したものとはいえず、むしろ事実を隠ぺいしたというべきであるから、不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であり、法第78条第1項を適用した原処分は違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、請求人は、法第27条第1項による文書指示を受理後、処分庁には企業年金の入金が記録された通帳を見せており、処分庁が確認済みのものを、収入申告をしていないとして請求人に責任を転嫁するのは不当であると主張する。しかしながら、処分庁の文書指示は、本件企業年金について説明を求めたにもかかわらず、これに請求人が応じなかったことを理由に行われたものと認められるから、当該文書指示後に請求人が通帳を提示したことをもって、法第61条に基づく適正な収入申告が行われたものとはいえない。なお、請求人は処分庁に対し平成29年8月にも通帳の提示を行ったとされているものの、収入申告は通帳の提示だけでは足りず、かつ、請求人は複数回にわたり本件企業年金の振込先金融機関・口座番号の回答を拒否しているのであるから、請求人が法第61条の義務を完全に履行したとはいえず、文書指示以前に請求人から収入申告があったと判断することはできない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なもの認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

委員 (会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美